

令和7年度 町税の納期限・口座振替のご案内

令和7年度の町税の納期限は次のとおりです。納期限内に納付をお願いします。

納 期	(納期限・口座振替日)	町県民税	軽自動車税(種別割)	固定資産税	国民健康保険税
7年 5月	(6月 2日)		全期	1期	
6月	(6月30日)	1期			
7月	(7月31日)			2期	1期
8月	(9月 1日)	2期			2期
9月	(9月30日)				3期
10月	(10月31日)	3期			4期
11月	(12月 1日)				5期
12月	(12月25日)			3期	6期
8年 1月	(2月 2日)	4期			7期
2月	(3月 2日)			4期	8期

町税のお支払いは、便利な口座振替がお勧め！

各納期日ごとに指定された口座から引き落としますので、納め忘れがなくなり大変便利です。

▶ 口座振替できる税目

町県民税(普通徴収)／固定資産税／軽自動車税〔種別割〕／国民健康保険税

- ・税目ごとに口座振替が可能です。
- ・町税以外の納付金についても口座振替ができるものがあります。詳しくは、受付窓口でご確認ください。

▶ 口座振替できる金融機関

埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／栃木銀行／城北信用金庫／さいかつ農業協同組合／ゆうちょ銀行／みずほ銀行／三井住友銀行／りそな銀行／足利銀行／埼玉縣信用金庫／足立成和信用金庫

▶ 申請場所

口座振替を希望する金融機関

▶ 口座振替申込に必要な書類

- ・口座振替依頼書(税務課又は町内にある金融機関に備えてあります)
- ・印かん(金融機関に届けている印かん) ・通帳 ・振替する税目の納税通知書

※振替日の前日までに預貯金口座残高をご確認ください。

※口座振替は、現年度課税分のみとなります。

**休日・夜間の納税相談
窓口終了のご案内**

税務課で休日・夜間に開設していた町税の納付・相談の窓口は、納付方法の拡充及び来庁者の減少に伴い、**令和7年3月30日(日)**をもって終了します。

4月以降の納税相談については、予約制で実施します。休日・夜間に納税相談を希望する方は、平日の9時から16時までに税務課へお問い合わせください。

町税・保険料等の口座振替不能通知書を廃止

残高不足で口座振替ができなかった場合に発送している『口座振替不能通知書』は、令和7年4月振替分から廃止します。また、再振替は行いませんのでご了承ください。

＜廃止に伴うお願い＞

- ・口座振替を利用している方は、口座振替日(納期限)の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。
- ・口座振替ができなかった場合は、口座振替日(納期限)から約20日前後に納付書を兼ねた督促状を担当課から送付します。その督促状を利用し、金融機関やコンビニエンスストア等でご納付ください。

対象となる町税・保険料等	担当課名	お問い合わせ先
町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税	税務課 徴収担当	☎991-1835
介護保険料	いきいき福祉課 介護保険担当	☎991-1886
後期高齢者医療保険料	住民ほけん課 後期高齢者医療担当	☎991-1884
保育料	すこやか子育て課 子育て支援・児童福祉担当	☎991-1876